

§ 9 変更届出書と添付書類の作成例（営業時間の延長の場合）

様式第3（第7条関係）

変更届出書（案）【計画書添付用】

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

千葉県知事 様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ^{まるさんかくしかくてん} 〇△□店

所在地 A市B町CDE1番地1ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前9時	午後10時	
△△△	午前10時	午後10時	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	特記事項
株式会社〇〇	午前0時	午前0時	24時間営業
△△△	午前10時	午後10時	変更なし

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前8時30分～午後10時30分	
駐車場②	午前9時30分～午後10時30分	

（変更後）

駐車場 No.	利用可能な時間帯	特記事項
駐車場①	午前0時～翌午前0時	24時間
駐車場②	午前9時30分～午後10時30分	変更なし

3 変更する年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更する理由

お客様のニーズに応えるため。

添付書類

1 法人にあってはその登記事項証明書 <規則第4条第1項第1号>

別添のとおり

2 主として販売する物品の種類 <規則第4条第1項第2号>

食料品・日用品

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

<規則第4条第1項第3号>

* 建物配置図（必須） 図4 建物配置図

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

① 敷地の面積 店舗敷地 ○○㎡ 隔地駐車場敷地 ○○㎡

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	市街化区域
用途地域	商業地域

(2) 立地環境

① 計画地周辺の概要

計画地は国道○○号線に面しており、○○駅から西方面約200mに位置しています。○○土地区画整理事業地域内であり、用途地域は商業地域ですが、市道を挟んで北西側は第二種住居地域で、高校及び大学があり、住宅用地には戸建て住宅の立地が進んでいます。

② 隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	○○地域	道路を挟んで小学校、低層住宅・事務所が隣接
東側	△△地域	道路を挟んで店舗・駐車場・畑
南側	□□地域	工場・事務所が隣接
西側	☆☆地域、○○地域	高層住宅・図書館・特別養護老人ホームが隣接

(3) 店舗建物の構造及び面積等

今回の届出に伴う変更はありません。

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠<規則第4条第1項第4号>

(1) 指針による必要駐車台数の算出

事項等		各項目算出のための計算式等
行政人口	人	○年○月 住民基本台帳人口
地区の区分	商業地区・その他地区	用途地域：
S：店舗面積	千㎡	
A：店舗面積当たり 日來客数原単位	人/千㎡	

B：ピーク率	14.4%									
L：駅からの距離	m	駅名：								
C：自動車分担率	%									
D：平均乗車人員	人/台数									
E：平均駐車時間係数										
小売店舗の必要台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$								
X：併設施設の面積割合	%	併設施設面積/届出面積								
Y：併設施設の割合に応じた比率倍		<table border="1"> <tr> <td>併設施設の割合X</td> <td>指針値との比率式</td> </tr> <tr> <td>20～50%</td> <td>$0.010X + 0.80$</td> </tr> <tr> <td>50～80%</td> <td>$0.008X + 0.90$</td> </tr> <tr> <td>80%～</td> <td>$0.002X + 1.38$</td> </tr> </table>	併設施設の割合X	指針値との比率式	20～50%	$0.010X + 0.80$	50～80%	$0.008X + 0.90$	80%～	$0.002X + 1.38$
併設施設の割合X	指針値との比率式									
20～50%	$0.010X + 0.80$									
50～80%	$0.008X + 0.90$									
80%～	$0.002X + 1.38$									
併設施設を含めた必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E \times Y$								
届出台数	台									

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

附置義務の有無 有 ・ 無

(3) 特別な事情等による必要駐車台数の算出

該当なし。

(4) 営業時間の時間の延長による必要駐車台数への影響予測

<例> 今回の開店時刻の繰上及びそれにともなう駐車場利用可能時間帯の変更は、一部のお客様から仕事に向かう前や仕事から遅く帰った後にも買い物をしたいというご要望をいただいたことに応えるものです。

以下の現状繁忙日における来客数（レジ通過人数）のデータから営業時間を延長する時間帯に来客数のピークは来ないことが予測されるため、今回の開店時刻の繰上に伴う駐車場必要台数の増加はないものと考えます。

延刻する時間帯に来客のピークが来ないことを示すデータの表

(5) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

該当なし。

(6) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

No○	駐車場種類	地下駐車場（自走式）
来客が 駐車する 可能性の ある駐車 区画の数	普通車用	台
	軽自動車用	台
	身障者用	台
	高齢者用	台
	総収容台数 (内訳)	台 (内訳：届出台数○台、従業員用○台、業務用○台)
駐車区画 の大きさ	普通車用	m × m = m ²
	軽自動車用	m × m = m ²
	身障者用	m × m = m ²
	高齢者用	m × m = m ²
面積（駐車区画×総収容台数）		m ²
利用可能な出入口		合計 箇所（入口①、出口②、出入口③）

駐車料金の徴収の有無	有 ・ 無
店舗専用・他の駐車場との共用の別	店舗専用・他用途と共用（公共駐車場の一部）
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）	敷地内 ・ 隔地（ ）
来客用利用可能時間帯 （来客以外も含めた利用可能時間帯）	（変更前）午前8時30分～午後10時30分 （変更後）午前0時～翌午前0時 （併設施設の来客： 午前0時～翌午前0時（24時間））

- (7) その他の駐車場
変更ありません。

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項<規則第4条第1項第5号>

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No		道路No1	道路名No2	道路名No3	
下段：道路名（通称）		県道○号線（△街道）	国道○号線	市道☆号・◇街道	
店舗からの方角		北側	東側	南側及び西側	
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口No）		有（出入口①）	有・無	有・無	
搬出入車両が使う 出入口 （有の場合、出入口No）		有（出入口①、荷さ ばき出入口①）	有・無	有・無	
幅員	車道	6m			
	車線数	片側交互1車線			
	歩道	店舗側	0m		
		反対側	2m		
	路肩		1m		
	合計		9m		
交通規制		駐車禁止			
安全施設		ガードレール（反対側）			
信号交差点の数（右折 帯設置の交差点の数）		交差点 （ 交差点）	交差点 （ 交差点）	交差点 （ 交差点）	
横断歩道等の有無		有・無	有・無	有・無	
通学路 の有無		有・無	有・無	有・無	
		有・無	有・無	有・無	
バス路線の有無		有・無	有・無	有・無	
バス停の有無		有・無	有・無	有・無	
拡幅予定など		特になし			

- (2) 駐車場の入庫処理能力 今回の届出に伴う変更はありません。
- (3) 敷地内駐車待ちスペース 今回の届出に伴う変更はありません。
- (4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果
現状の出入口で対応可能と考えられるため変更はなく、交通量調査・予測は行いません。
- (5) 開店後の周辺道路の交通量の予測 <規則第4条第1項第5号>

現状の出入口で対応可能と考えられるため変更はなく、交通量調査・予測は行いません。

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法＜規則第4条第1項第6号＞

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

今回の届出に伴う変更はありません。

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項 目		具体的な内容
案内表示の設置 (敷地内、周辺)		今回の届出に伴う変更はありません。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		今回の届出に伴う変更はありません。
交通整理員の配置		①配置場所： ②人 数： ③配置日時等：
周辺道路に 通学路「有」 の場合の安 全策	来客車両に係る 安全策	<例>朝の通学時間帯には、交通整理員を配置する。 <例>自動車の出入口付近に「通学路あり、注意」の看板を設置する。
	荷さばき車両に 係る安全策	今回の届出に伴う変更はありません。
右折入出庫「有」の場合の解析 結果、具体的安全対策等		該当ありません。
その他交通への支障を回避する ための方策		今回の届出に伴う変更はありません。

8 駐輪場の計画

今回の届出に伴う変更はありません。

9 荷さばき施設の計画

今回の届出に伴う変更はありません。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

今回の届出に伴う変更はありません。

11 遮音壁等を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面

＜規則第4条第1項第8号＞

遮音壁等	高さ	厚さ	材質・構造	位置
No 1	m	m		図〇参照
No 2	m	m		図〇参照
その他、一般的騒音減策	緑地帯の設置			図〇参照

1 2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間 帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	台 (台)	〇〇時 ～〇〇時	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理 ・立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策 ・床や排水蓋等による段差をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の利用時間帯の制限 ・駐車場の出入口、駐車区画の利用制限 ・誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施 ・アイドリングストップ、不要なクラクションの禁止、静かなドアの開閉等の表示板等による来客者への呼びかけ

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮 ・荷さばき施設の屋内化 ・作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用又は内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音
荷さばき作業の騒音対策	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき作業時間の特定 ・荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底 ・低騒音型の荷さばき機器の導入 ・作業人員への騒音防止意識の徹底

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物 回収場所の 構造	回収 時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
	〇〇時 ～〇〇時		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ ・深夜・早朝における作業回避等回収時間帯の制限

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

* BGM等の使用の有・無 有 ・ 無

(有の場合)

使用時間帯	拡声器の数	法又は条例 対象の有無	拡声器の配置
〇〇時～〇〇時	個	有 ・ 無	<別添配置図>
具体的な騒音対策の内容			

1.3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合には、それらの稼働時間及び位置を示す図面＜規則第4条第1項第9号＞

項目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷却塔	有・無		〇〇dB 以下	〇〇時 ～〇〇時		〇〇kw 以下
冷凍室外機	有・無					
空調室外機	有・無					
送風機	有・無					
給排気口	有・無					
キュービクル	有・無					
浄化槽	有・無					
(その他の機器)						

1.4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

＜規則第4条第1項第10号＞

予測地点			昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 午後10時～午前6時	
高さ	用途地域 (地域の類型)		環境基準(dB)	予測結果(dB)	環境基準(dB)	予測結果(dB)
A						
B						
C						
D						

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

例) 全ての予測地点で基準を満足している。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

＜規則第4条第1項第11号＞

予測地点		規制基準(dB)	予測結果(dB)	備考欄
高さ	用途地域 (区域の区分)			
a				
b				
c				
d				

※予測結果の根拠資料は、騒音予測資料を参照

【予測結果の評価について】

例) 全ての予測地点で基準を満足している。

なお、近隣から騒音に対する苦情があった場合は、誠意をもって対応する。

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠

＜規則第4条第1項第12号＞

今回の届出に伴う変更はありません。

なお、万一保管容量に不足が生じた場合には、運搬回数を増やすなど、適宜対策を講じてまいります。

17 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

今回の届出に伴う変更はありません。

18 防災・防犯対策への協力

① 防災対策

防災協定等締結（予定）の有無	有 ・ 無
締結（予定）協定の内容	
協定以外の防災対策への協力	

② 小売店舗に係る防犯対策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場等の照明の設置 ・ 夜間における警備員等の巡回 ・ 建物外への防犯カメラの設置 ・ 閉店後及び休業日における駐車場等出入口の施錠等 ・ 夜間における青少年の非行防止策 ・ 警察と連携した緊急時の通報体制の整備
--

③ 併設施設における防犯対策・非行防止策

19 街並みづくり等への配慮に関する事項

今回の届出に伴う変更はありません。

20 歩行者の通行の利便性の確保

今回の届出に伴う変更はありません。

21 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

今回の届出に伴う変更はありません。

22 届出事項比較表

*91 頁参照

別紙（小売業者一覧表）

*53 頁参照

§ 10 添付図面の作成要領

- 1 広域見取図
- 2 周辺見取図
- 3 都市計画図
- 4 建物配置図
- 5 各階平面図
- 6 求積図及び求積表
- 7 来退店経路図（広域）
- 8 来退店経路図（周辺）
- 9 騒音発生予測地点・発生源位置図
- 10 立面図・完成予想図

○添付図面の記載について

＜共通事項＞

- ・添付図面は、A4又はA3サイズのをA4サイズに折りたたんでください。
- ・届出書及び添付資料において、図面に示すこととした事項については、添付図面に示してください。
- ・全ての図面に図面番号、店舗名、図面の名称、方位、縮尺（スケール）を、折りたたんだ時に見えるよう、以下のように図面の右上又は右下に明示してください。

図面No.4	建物配置図	
(仮称)〇〇〇店	1 : 1, 000	

- ・各図面の方位は、できるだけ合わせてください。
- ・一つの図面にまとめると煩雑になる場合には、複数の図面に分けて記載してください（図面を分ける場合は、各図面の縮尺を統一してください）。
- ・項目名や凡例をつけて、なるべく分かりやすい記載とするように工夫してください。特に、建物配置図はカラーとするなど、工夫してください。
- ・道路No.や駐車場No.など、届出書本文・添付書類に記載があるものは、本文と統一して記載してください。
- ・駐車場の位置、駐車場の自動車の出入口の位置等、施設が複数箇所に分散する場合は、項目ごとに通し番号をつけてください。（例：駐車場①、駐車場②）
（例：出入口①、出口②、入口③）（例：荷さばき施設①、荷さばき施設②）

＜新設の場合＞全ての図面を添付してください。

＜変更の場合＞

- ・変更前と変更後が分かるように図面を作成してください。
- ・1～4は必須。5～10は変更内容に関連がある場合に添付してください。
- ・前回届出時の図面を使う場合は、周辺状況が変わっていないか確認してください。

区分	記載事項及び作成要領	併用可能な図面等
1 広域 見取図	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地の周囲3 km程度の範囲を含むもの。1/30,000程度 ・最寄りの幹線道路（国道・県道）等周辺道路の状況が分かるもの ・周辺の鉄道の路線の状況が分かるもの <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画店舗を図の中央に記載し、位置を明示 ・計画店舗を中心とする半径1 kmの区域を明示 ・図面内に最寄り駅・最寄りインターチェンジがあれば、明示 ・図面内に市町村境を含む場合、市町村境と各市町村名を明示 	来退店 経路図 (広域)
2 周辺 見取図	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地の周囲300m程度の範囲を含むもの。1/1,000～1/3,000程度（超大型案件は、1/5,000程度）。 ・店舗周辺及び隔地駐車場周辺の住宅等の配置や土地の利用状況が確認できるもの ・住宅地図等を利用し、地形図は利用しないでください。 <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地を明示 ・店舗敷地及び隣接地の用途地域及びその範囲を明示 ・届出書の添付書類4（2）②に記載した、隣接地の用途の状況（住宅、店舗、事務所、駐車場等）を明示（隣接地は、道路を挟んだ隣接地を含む。また、隔地駐車場の隣接地を含む。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">  <p>住居と別の用途を兼ねている場合は、「住居」である旨が分かるように記載してください（<例>事業所兼住宅、診療所兼住宅）。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・計画区域の敷地境界から50 m以内に学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームが立地する場合、その施設を明示 ・図面内に市町村境を含む場合、各市町村名を明示 <p><駐車場の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隔地駐車場の敷地及び駐車場Noを明示 ・届出書の添付書類6（1）に記載した、敷地周辺の道路No及び道路名を明示（隔地駐車場に係るものを含む） ・小中学校の通学路及び学校名 	来退店 経路図 (周辺)
3 都市 計画図	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地、隔地駐車場及びその周辺の用途地域を含むもの ・地方公共団体が作成した都市計画図を抜粋すること。 <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地及び隔地駐車場の敷地を枠取りして明示（用途地域等の区分が分かるようにするため、敷地を塗りつぶさないこと） ・都市計画図から、凡例（用途地域のみならず、当該地域が関連する内容について）を切り取り、貼り付けること。 	

<p>4 建物 配置図</p>	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接地の住宅等の配置や土地の利用状況が確認できるもの ・隣接する道路の状況が確認できるもの ・店舗に隣接する道路を挟んで反対側の土地の利用状況が確認できるもの <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地の範囲及び建物の位置 ・建築基準法の設定敷地境界線（新築又は増築の場合だけで結構です。建物が複数ある場合は、立地法の敷地内が当該敷地境界線で分割される表示となります。） ・届出書の添付書類4（2）②に記載した、隣接地の用途の状況（住宅、店舗、事務所、駐車場等）を明示（隣接地は、道路を挟んだ隣接地を含む。隔地駐車場に係るものは、含むか、あるいは別紙とする） ・一の建物となるか否か、疑義が生じる可能性がある場合は、「一の建物であること」、または「一の建物とはならないこと」が判然とする状況を明示 <p><駐車場の位置・出入口の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の配置（複数ある場合には、駐車場N○を明示） ・駐車区画の配置（寸法入り） ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・誘導看板、路面標示を明示 ・駐車待ちスペースの位置・長さ／発券ブースの位置 ・駐車マスN○を通してカウントし、角・角に数を入れる。 ・夜間利用制限する場合、制限エリアと制限時間を明示 ・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所（可能な範囲で記載。） ・店舗周辺の道路の状況を記載 <ul style="list-style-type: none"> →届出書の添付書類6（1）に記載した道路N○を記載 →道路及び交差点の形状（車線・右折帯等の状況）を記載 →停止線等の路面表示・歩道・横断歩道・歩道橋を記載 →道路幅員、車道幅員、歩道幅員を記載 →信号機の設置箇所を記載 →バス停を記載（移設の予定がある場合は、その旨を記載） →都市計画道路がある場合、番号・名称・計画幅員・計画決定範囲等を記載 →建築基準法の設定敷地境界に接する道路の建築基準法の区分（例：〇〇条〇〇号道路） →通学路を明示（両側、片側のみ等、通行サイドを明示） <p><駐車場の自動車の出入口の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の位置（複数ある場合には、出入口N○を明示）及び幅員 ・出入口が接する道路の位置、幅員 ・入口と出口を分けている場合、入口から出口までの距離 ・出入口における入出庫の来店方向、退店方向を矢印で明示（左折・右折イン・アウトについて矢印を記載） 	<p>1階平面図</p>
-------------------------	---	--------------

	<p><駐輪場の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の配置（複数ある場合には、駐輪場N○を明示） ・駐輪区画の配置（1台ごとの寸法ではなく、区画全体の外寸入り） ・敷地外から駐輪場への自転車の経路 ・駐輪場から店舗の入口までの歩行者経路 ・駐輪場案内看板等の位置 <p><自動二輪駐輪場の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動二輪駐輪場の配置（複数ある場合には、駐輪場N○を明示） ・自動二輪駐輪区画の配置（寸法入り） ・敷地外から自動二輪駐輪場への自動二輪の経路 ・自動二輪駐輪場から店舗の入口までの歩行者経路 <p><荷さばき施設の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設の位置及び面積（縦×横 など）（複数ある場合には、荷さばき施設N○を明示） ・荷さばき時の車両の停止位置（想定する最も大きな車両） ・待機待ちスペースの位置及び面積（縦×横 など） ・搬出入車両の出入口の位置（複数ある場合には、出入口N○を明示） ・搬出入車両出入口が接する道路の位置、幅員 ・搬出入車両（想定する最も大きな車両）の走行経路の軌跡（出入口付近、敷地内で来客車両と交錯する箇所、荷さばき施設への入出庫） ・搬出入車両出入口に、車両の入庫・出庫の方向（どちらから来て、どちらから出て行くか。）を示す矢印又は軌跡 <p><廃棄物等保管施設の位置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設の位置（複数ある場合には、廃棄物等保管施設N○を明示） ・内部通路等の構造が分かるように記載。 ・廃棄物の種類別に、保管可能な容量（置くことのできる面積×積むことのできる高さ）を明示 ・食品加工場等の位置（提出時点で分かる範囲で） <p><街並みづくりへの配慮関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の場所を明示 ・緑地の配置計画（樹木と芝の別、樹種・樹木の高さ・本数、配置場所等、提出時点で分かる範囲で。提出時不明の場合は、審議会の前に提出していただく場合があります。） <p><歩行者の通行の利便性の確保関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗建物の来客出入口を明示 ・敷地の外から店舗入口までの歩行者経路を明示 <p><屋外照明・広告塔照明配置図></p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明・広告塔照明の位置・角度・照度（別図可。提出時点で分かる範囲で。提出時不明の場合は、審議会の前に提出していただく場合があります。） 	
--	--	--

5 各階 平面図	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地を含む範囲のもの ・全ての階について、作成してください。 ・複数階に図面が分かれる場合は、同一の縮尺としてください。 <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売業の店舗部分の配置及び店舗面積を明示 ・各棟の核テナントなど、主な小売業者の店舗名等を記載 ・併設施設の配置、内容（映画館、オフィスなど）を明示。なお、利用者が小売店舗の利用者と概ね一致する施設は面積も記載。 <p>※駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設が複数階にある場合は、「4 建物配置図」における記載事項及び作成要領を参照。 ※変更の場合は、原則として店舗面積に変更がある場合・変更に係る施設が複数階にある場合に添付。</p>	1階 平面図 は、建物 配置図と 併用可能
6 求積図 及び 求積表	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の求積図面 <p>※変更の場合は、原則として店舗面積に変更がある場合に添付。</p>	
7 来退店 経路図 (広域)	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商圈を含むもの。 ・周辺幹線道路等の周辺道路状況が分かるもの。 <p><店舗の配置関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、計画店舗を図の中央に記載し、位置を明示 <p><来客自動車の案内経路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客自動車の案内経路（来店及び退店） ・小売店舗以外の施設の利用者の案内経路（小売店舗と異なる場合） ・方面別ピーク時来台数 ・経路となる道路名（道路No等）を明示 <p>※この図面は、添付図面の中に入れてください。別添の交通処理計画報告書には付けなくてもよいです。 ※変更の場合は、原則として交通量調査を行った場合に添付。</p>	広域見 取図
8 来退店 経路図 (周辺)	<p><縮尺・表示範囲等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・半径1km程度の範囲を含むもの。 ・交通量調査地点を含むもの。 <p><店舗の配置・駐車場の位置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗敷地、隔地駐車場敷地を明示 <p><来客自動車の案内経路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来客自動車の案内経路（来店及び退店）。 ・出入口の位置及び出入口No。 ・出入口付近においては、入出庫の矢印を明示し、左折入庫、右折入庫、左折出庫、右折出庫の別が分かるように明示してください。縮尺の関係上出入口付近の入出庫の状況が分かりにくくならないよう、当該部分を拡大表示するなど、ご配慮ください。 ・小売店舗以外の施設の利用者の案内経路（小売店舗と異なる場合） 	周辺見 取図

	<ul style="list-style-type: none"> ・経路となる道路名（道路No等）を明示 ・方面別ピーク時来台数 ・交通量調査地点（交差点名） ・ピーク時の交差点需要率（平日・休日別の現況・開店後） <p>※この図面は、添付図面の中に入れてください。別添の交通処理計画報告書には付けなくてもよいです。</p> <p>※法6条2項の変更の場合は、原則として交通量調査を行った場合に添付。</p> <p>※法附則5条1項の変更の場合は、必ず添付。</p>	
<p>9 騒音発生予測地点・発生源位置図</p>	<p><縮尺・表示範囲等></p> <p>騒音発生の予測地点及びその周辺を含むもの（隔地駐車場に係るものを含む）で、縮尺、方位を明示してください。</p> <p><留意事項></p> <ol style="list-style-type: none"> ①騒音発生源となる施設設備や作業場所及び予測地点の位置については、可能な限り同じ図面上に記載してください。 ②用途地域及びその境界を記載してください。また、計画区域の敷地境界から50m以内に学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームが立地する場合、又は特別地域に該当する場合は、その範囲を図示してください。 ③店舗周辺の土地利用状況等を記載してください。また、騒音予測地点選定の根拠となる店舗周辺の保全対象立地状況を明示してください。特に、夜間最大値の予測の際、保全対象側でも予測している場合は、建物の利用用途等についても記載してください。 ④遮音壁等（回折を見込んでいる建物の壁等を含む。）の位置について表示し、寸法（地表面からの高さ×幅）、必要に応じ素材等を記載してください。（特に音源と遮音壁の距離がわかるように図示してください。） ⑤騒音予測計算の根拠となる来客車両・搬出入車両等の走行経路を記載してください。 ⑥施設設備等の利用制限を行う場合は、制限の範囲及び時間を明示してください。 <p>※この図面は、添付図面の中に入れてください。別添の騒音予測資料には付けなくてもよいです。</p> <p>※変更の場合は、原則として騒音の予測を行った場合に添付。</p>	
<p>10 建物立面図・完成予想図</p>	<p><街並みづくりへの配慮関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・立面図（できればカラーのもの。提出時点で分かる範囲で。提出時不明の場合は、審議会の前に提出していただく場合があります。） ・カラー建物完成予想図（パース。提出時点で分かる範囲で。提出時不明の場合は、審議会の前に提出していただく場合があります。） <p>※変更の場合は、原則として建替え及び1,000㎡超の増床の場合に添付。</p>	

§ 11 交通処理計画報告書の作成要領



記載にあたっては、経済産業省ホームページ（リンク先：2頁参照）

- ・大規模小売店舗立地法の解説
- ・大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の解説
- ・交通対策に関するケーススタディ

などを参考に詳しく記入してください。

また、併設施設の発生交通量等には、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」等適宜ご参照ください。

1 交通処理計画報告書の添付が必要な場合について

次の場合は、交通量調査及び交通量予測の結果について、交通処理計画報告書としてまとめ、添付してください。

- ① 「新設」の場合は、「交通処理計画報告書」を添付してください。
- ② 次の「変更」の場合は、「交通処理計画報告書」の添付が必要となる可能性がありますので、交通量調査の要否等について交通協議の際に千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課にご確認ください。

<「交通処理計画報告書」の添付が必要となる可能性がある変更>

- ・店舗面積の増加
- ・駐車場の位置及び収容台数の変更（駐車場の減少のみの場合を除く）
- ・開店時刻・閉店時刻の変更、駐車場利用可能時間帯の変更（「通学路に駐車場出入口があり、新たに通学時間帯に来客車両の出入りが生じる場合」と「延刻する時間帯に来客のピークが来ると見込む場合」に限る。）
- ・荷さばき可能時間帯の変更（通学路に荷さばき車両の出入口があり、新たに通学時間帯に荷さばき時間がかかる場合に限る。）
- ・駐車場の出入口の数及び位置の変更
- ・変更内容に関わらず、法附則5条1項の届出で、既存店の届出駐車台数が指針を下回る場合
- ・変更内容に関わらず、建替えの場合
- ・上記の他、交通に影響を与えられる変更

2 関係機関との交通協議について

交通処理計画報告書を添付する場合には、関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）との交通協議を踏まえて調査等を行ってください。（交通協議の詳細については、27頁も併せてご参照ください。）

特に、経路の設定や交通影響検討の範囲等について、下記の内容に十分留意して協議して下さい。

- i 来店者の分布範囲の設定
- ii アクセス経路の設定
- iii 来店者の分布範囲の分割
- iv ゾーン別世帯数構成比の推計
- v 方面別ピーク時自動車来台数の設定
- vi 方面別自動車台数の設定

3 現状の交通量調査・開店後の交通量予測・交通処理計画報告書作成に係る留意事項

(1) 方向別発生交通量の設定

- ①来店者の分布範囲（想定商圈）を設定し、アクセス道路を設定してください。
- ②商圈設定根拠を明記してください。
- ③地形地物等を考慮し、ゾーン別構成比を算出してください。
- ④別途算出するピーク時における自動車来台数に、世帯数構成比を乗じてゾーン別のピーク時来台数を算出してください。

(2) 現状の交通量の調査

- ①調査日：平日及び休日（日曜）それぞれについて調査・予測
- ②調査エリア：店舗の来店客の影響で交通量が見込まれる店舗周辺の交差点
 - * 調査箇所の選定に当たっては、事前に関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）と相談の上、決定してください。
- ③調査時間帯：原則として、『「来客が駐車場を利用することができる時間帯」プラス前後30分』又は、『「開店から閉店までの時間帯」プラス前後1時間』のいずれか。いずれの場合も、1時間単位。
- ④調査内容：車種別・時間帯別・方向別の台数、交差点の状況（信号現示・道路幅員図等）
 - <車種>大型車、普通車、二輪
 - * 関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）と協議の上、必要に応じ、交差点の渋滞長・滞留長についても調査してください。
 - * 関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）と協議の上、必要に応じ、飽和交通流率の実測調査の実施についても検討してください。特に、経路上の交差点・道路において既に渋滞が発生している場合や、店舗規模が大きく、発生交通量が周辺道路環境に多大な影響を与えると見込まれる場合にはご配慮ください。
 - * (3) ② (3つめの*) の無信号交差点や来客車両出入口における交通解析が必要かどうか、関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）とあらかじめ協議し、交通解析が必要とされた場合は関連する箇所の交通量を調査してください。
 - * 出入口の前面において、歩行者、自転車通行量が相当量あると想定される場合は、交通量調査に併せて実態を調査してください。

(3) 開店後の交通量予測

- ①予測値：ピーク時のトータル値。
- ②予測内容
 - * 来退店経路のピーク時の方向別車両台数を算出し、現況交通量（ピーク時）に発生交通量（ピーク時）を上乗せすることにより、交差点需要率や車線別混雑度等も含めた、開店後の交通量予測を行ってください。
 - * 店舗において、小売店舗以外の施設が付設されており、その施設の利用者の自動車が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車ための出入口が小売店舗への来客のための出入口と共用される、また、案内経路が重複する場合にあっては、その併設施設の自動車台数も考慮してください。

* 関係機関（千葉県警察本部、千葉県道路計画課・道路整備課・道路環境課、市町村交通担当課・道路担当課等）と協議の上、必要に応じ、無信号交差点や来客車両出入口における交通解析を行ってください。

（４）交通処理計画報告書のまとめ

* 想定商圈図及び想定商圈内の世帯数構成比が分かる資料を添付してください。

* 調査した交差点ごと、道路ごとに平日、休日別に現況と開店後の交通量を比較し、交差点需要率及び車線混雑度を算出（現状・開店後）してください。大型車混入率を算出し、交差点需要率算出に用いてください。

* 来店自動車数、断面交通量、交通解析の結果など、計画地の現状に応じ、必要なデータを添付してください。

* 届出書添付図面の「来退店経路図（周辺）」に、

- ・ 方面別ピーク時来台数

- ・ 交通量調査地点（交差点名）

- ・ ピーク時の交差点需要率（平日・休日別の現況・開店後）

を図示してください（添付図面の作成要領107頁参照）。

§ 12 騒音予測資料の作成要領

- ・ 騒音予測の予測結果及び算出根拠として、騒音予測資料を添付してください。
- ・ 以下を参考に詳しく記載してください。（2頁参照）
 - ▶ 大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引（本編及び参考資料編）
 - ▶ 騒音の予測に係るケーススタディ
- ・ 昼間・夜間の等価騒音及び夜間最大値（夜間騒音が発生する場合）の予測を適切に行うようしてください。（特に、騒音予測地点の地点や高さなどは適切に設定するとともに、必ず設定した理由を記載してください。）
- ・ 等価騒音レベル算出のための計算式、夜間に発生する騒音ごとの騒音レベルの計算式及び計算過程等について記載してください。（予測結果は112～114頁を参考に記載してください。）
- ・ 新たに騒音発生源となる設備機器を設置する場合は、必要に応じ、カタログを計画書の参考資料として添付してください。
- ・ 遮音壁等の防音・遮音設備のカタログについて、必要に応じ、計画書の参考資料として添付してください。
- ・ 実測調査を行った場合は、測定条件・使用機器等を明記した報告書を添付してください。

※添付図面は107頁を参考にしてください。

【等価騒音レベル予測結果記載例】

< 昼 間 >

騒音発生源		基準距離の騒音レベル等		各音源から予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)				騒音継続時間 時 ~ 時 騒音発生回数 又は 車両台数
		レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定 常 騒 音	冷 却 塔											
	室 外 機											
	給 排 気 口											
	浄 化 槽											
	キュービクル											
変 動 騒 音	自 動 車 走 行 音	来客車両										
		荷さばき 車両										
		廃棄物回収 車両										
	荷さばき車両 アイドリング*											
	荷さばき車両 後進ブザー											
	廃棄物収集 作業											
	BGM等											
衝 撃 騒 音	荷さばき作業 荷おろし音											
	荷さばき作業 台車走行音											
地点名	地域の類型 (用途地域区分)			基準値 (dB)				昼間 (午前6時~午後10時) の等価騒音レベル (dB)				
A	B類型 (第二種住居地域)			45				43				
B												
C												
D												

- 注1 予測騒音レベルは小数点以下を四捨五入し、整数値で記入してください。
 2 各予測地点における騒音レベルが30dB未満の場合は、「<30」又は「30dB未満」と記入してください。
 3 基準距離は1mとし、騒音レベルの根拠は、その出典（必要に応じ測定データ）を明示してください。 【例】実測値、メーカー値、A S Jモデル値等
 4 上記記載例の騒音発生源は一例です。店舗に設置される設備機器及びその他の音源について記載してください。

<夜 間>

騒音発生源		基準距離の騒音レベル等		各音源から予測地点までの距離 (m)				各予測地点における等価騒音レベル (dB)				騒音継続時間 時 ~ 時 騒音発生回数 又は 車両台数
		レベル (dB)	根拠	A	B	C	D	A	B	C	D	
定 常 騒 音	冷 却 塔											
	室 外 機											
	給 排 気 口											
	浄 化 槽											
	キュービクル											
変 動 騒 音	自動 車 走 行 音	来客車両										
		荷さばき 車両										
		廃棄物回収 車両										
	荷さばき車両 アイドリング											
	荷さばき車両 後進ブザー											
	廃棄物収集 作業											
	BGM等											
衝 撃 騒 音	荷さばき作業 荷おろし音											
	荷さばき作業 台車走行音											
地点名	地域の類型 (用途地域区分)			基準値 (dB)				夜間 (午後10時~午前6時) の等価騒音レベル (dB)				
A	B類型 (第二種住居地域)			55				52				
B												
C												
D												

- 注1 予測騒音レベルは小数点以下を四捨五入し、整数値で記入してください。
- 2 各予測地点における騒音レベルが30dB未満の場合は、「<30」又は「30dB未満」と記入してください。
- 3 基準距離は1mとし、騒音レベルの根拠は、その出典 (必要に応じ測定データ) を明示してください。 【例】実測値、メーカー値、ASJモデル値等
- 4 上記記載例の騒音発生源は一例です。店舗に設置される設備機器及びその他の音源について記載してください。
- 5 夜間には稼動しない設備等については、記入を省略してください。

【夜間最大値予測結果記載例】

騒音発生源		基準距離の騒音レベル等		各音源から敷地境界までの距離 (m)				敷地境界における騒音レベル (dB)				騒音継続時間 時 ~ 時 騒音発生回数 又は 車両台数
		レベル (dB)	根拠	a	b	c	d	a	b	c	d	
定 常 騒 音	冷 却 塔											
	室 外 機											
	給 排 気 口											
	浄 化 槽											
	キュービクル											
変 動 騒 音	自 動 車 走 行 音	来客車輛										
		荷さばき 車両										
		廃棄物回収 車両										
		荷さばき車両 アイドリング										
		荷さばき車両 後進ブザー										
		廃棄物収集 作業										
		BGM等										
衝 撃 騒 音	荷さばき作業 荷おろし音											
	荷さばき作業 台車走行音											
地点名	用途地域区分			区域の区分				基準値 (dB)				
a	第二種住居地域			第2種区域				45				
b												
c												
d												

- 注1 夜間(午後10時~午前6時)において発生することが見込まれる騒音について記載してください
- 2 予測騒音レベルは小数点以下を四捨五入し、整数値で記入してください。
- 3 各予測地点における騒音レベルが30dB未満の場合は、「<30」又は「30dB未満」と記入してください。
- 4 基準距離は1mとし、騒音レベルの根拠は、その出典(必要に応じ測定データ)を明示してください。 【例】実測値、メーカー値、A S Jモデル

第5章 住民説明会の開催と掲示による説明

§ 1 住民説明会を開催するとき

1 説明会の開催が必要な届出

- ・新設の届出（法5①）
- ・変更の届出（法6②）：店舗の新設日、店舗面積の合計、施設の配置に関する事項又は施設の運営方法に関する事項に係る変更
- ・既存店舗の変更（法附5①）：店舗面積の合計、施設の配置に関する事項又は施設の運営方法に関する事項に係る変更

※法第6条第2項の変更及び法附則第5条第1項の変更については、軽微変更の承認を受けた届出を除く。

届出をした者は、届出をした日から2か月以内に、当該届出及び添付書類の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。【法7①】（例外は、119頁参照）

なお、運営方法の変更（夜間にかかる営業時間等）は、制度上は届出後すぐに変更が可能ですが、説明会を行う場合は説明会開催後の変更となるようご配慮ください。

2 説明会の開催方法

説明会の開催方法については、次のとおりです。

開催日時・ 開催場所	多くの住民等が出席できるよう、最低1回は休日（土曜日・日曜日・祝祭日）または夜間（夜6時30分以降）に開催してください。 開催場所は、店舗の周辺の施設とし、参加者を収容できる広さがあること。 なお、日時及び場所については、県及び所在市町村に相談のうえ決定するようお願いします。
開催回数	原則として1回開催するものとします。ただし、県が3回を限度として複数回の開催を指示する場合は新設の届出に係るもので、次のとおりです。 ①開店時刻を午前6時より前又は閉店時刻を午後10時より後とする場合：2回 ②駐車場利用可能時間帯を午後10時より後から翌午前6時より前までにかかる時間帯とする場合：2回 ③荷さばき可能時間帯を午後10時より後から翌午前6時より前までにかかる時間帯とする場合：2回 ④新設で店舗面積が10,000㎡以上になる場合：2回 ⑤その他、市町村から開催回数について意見の申出があった場合：3回を上限に指定した回数
配布資料 及び当日 の説明	・配布資料や説明は、分かりやすくしてください。 ・説明にあたっては、生活環境への影響について調査・予測した結果や指針で配慮を求められている事項への対応状況等を含め、地域住民等の理解が十分に得られるよう努めてください。 ・質疑時間を十分にとり、住民等から質問があった場合は、住民等の理解を得るため適切な説明を行ってください。万一、大店立地法以外の内容に係る質問があった場合については、可能な限り誠実にご対応ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載必要事項及び周知内容は、以下のとおりです。 ▶届出事項（必須） ▶添付資料及び指針の配慮事項（適宜） ▶届出書の縦覧場所及び縦覧期間（必須。未定の場合は概ねの予定を記載） ▶意見が提出できる期間及び提出先（必須） ▶当該届出についての問合せ先（必須） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><記載例（縦覧及び意見書の提出関係）></p> <p>○届出書の縦覧場所</p> <p>①千葉県商工労働部経営支援課</p> <p style="padding-left: 20px;">所在地 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階</p> <p style="padding-left: 20px;">電 話 043-223-2932</p> <p>②〇〇市〇〇部〇〇課</p> <p style="padding-left: 20px;">所在地 〇〇市〇〇〇 〇〇市役所〇階</p> <p style="padding-left: 20px;">電 話 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇</p> <p>○意見書の提出先等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出先 千葉県商工労働部経営支援課 <li style="padding-left: 20px;">所在地 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎14階 <li style="padding-left: 20px;">電 話 043-223-2932 <li style="padding-left: 20px;">ファクシミリ 043-227-4757 ・提出方法 持参、郵送またはファクシミリ <p>○縦覧期間及び意見書提出期間</p> <p style="padding-left: 20px;">平成〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日</p> </div>
<p>当日の出席者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に当たっては、住民等からの質問に対し、責任を持って答えられる立場の方の出席をお願いします。 ・設置者の責任の下で住民への説明がなされることとなりますので、設置者は出席するようにしてください。万一設置者が出席できない場合は、説明者が設置者から委任を受けて説明する旨、参加者に伝えてください。

3 説明会開催の公告

説明会開催者は、説明会の開催日時・場所等について開催予定日の1週間前までに公告を行い、住民等に周知してください。【法7②】

公告は、次のとおり行ってください。なお、チラシ等の公告案を事前に県に提出し、内容の確認を受けてください。

<p>公告方法</p>	<p>①及び②は、必ず行ってください。③は、できる限り行ってください。</p> <p>① 次のいずれか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（周知範囲のエリアで購読数の多い上位5社以上）への開催案内の掲載 ・時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（周知範囲のエリアで購読数の多い上位5社以上）への折り込みによるチラシの配布（A4サイズ以上） ・業者委託によるチラシの全戸配布
-------------	--

	 <p>「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（周知範囲のエリアで購読数の多い上位5社以上）」は、日経新聞を含む全国紙及び東京新聞・千葉日報などの地方紙を含めた新聞の中から上位5社を選定してください。</p> <p>千葉県内において、3位と4位、4位と5位にあまり差が無い地域が少なからずある中で、折込がなかった住民等から「新聞での周知がなかった」というご意見を複数いただいておりますので、「上位5社以上」での周知をお願いします。</p> <p>② 店舗が立地する敷地内の見やすい場所にA3サイズ以上で掲示。 なお、できる限り多くの方に周知できるよう、次の配慮をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設の場合：敷地が大きい店舗や人通りの多い複数の公道に接している店舗などは、敷地の複数方面に掲示してください。 ・変更の場合：店舗利用者向けには店舗出入口付近等に掲示してください。 <p>③ ①及び②のほか、可能な範囲で店舗に近接する住居や自治会などにはチラシの戸別配布を行うなど、できる限り周知するよう、配慮をお願いいたします。</p>												
周知範囲	当該大規模小売店舗の所在地を中心とする半径1キロメートルの区域又は市町村から意見の申出のあった区域												
周知期間	①及び③開催日の1週間前までに ②開催日の1週間前までから開催日当日まで												
公告事項	日時及び場所、大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称、問い合わせ先												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">新設届出</th> <th style="width: 50%;">変更届出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業者の氏名又は名称及び主な販売品目</td> <td>変更する事項の概要</td> </tr> <tr> <td>新設を行う日</td> <td>変更を行う日</td> </tr> <tr> <td>店舗面積の合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開店時刻及び閉店時刻</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車・駐輪台数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	新設届出	変更届出	小売業者の氏名又は名称及び主な販売品目	変更する事項の概要	新設を行う日	変更を行う日	店舗面積の合計		開店時刻及び閉店時刻		駐車・駐輪台数	
新設届出	変更届出												
小売業者の氏名又は名称及び主な販売品目	変更する事項の概要												
新設を行う日	変更を行う日												
店舗面積の合計													
開店時刻及び閉店時刻													
駐車・駐輪台数													

4 説明会開催計画書の提出

説明会の開催計画が定まったときは、説明会の開催を公告する日の1週間前までに県に「説明会開催計画書」（129頁参照）を提出してください。提出前に、計画書案の段階で県経営支援課の内容確認を受けてください。

所在市町村及び近隣市町村へは県から送付します。

5 説明会実施状況報告書の提出

説明会開催後2週間以内に「説明会実施状況報告書」（130頁参照）を作成し、県に提出するようお願いします。提出前に、報告書案の段階で県経営支援課の内容確認を受けてください。

所在市町村及び近隣市町村へは県から送付します。提出部数は、2部＋近隣市町村数です。

6 説明会不開催

説明会を次の事由で開催できなかった場合は、「説明会不開催事由等報告書」（133 頁参照）を提出してください。この場合、報告書に記載した周知方法により、届出の概要を住民等に周知してください。

- ・天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であるとき
- ・説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害され、説明会を円滑に開催できないとき

§ 2 説明会の開催に代えて、掲示による説明を行うには

施設の配置や運営方法を変更する場合で、変更に伴って店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないと県が認めた場合は、当該届出の縦覧期間中、届出書等の要旨を店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に掲示することにより、説明会の開催に代えることができます。

1 説明会の開催に代えて掲示により説明を行うことができない場合

次の場合は、原則 1 回以上の説明会を開催してください。

- ・変更により開店時刻を午前 6 時より前又は閉店時刻を午後 10 時より後とする場合
- ・変更により駐車場利用可能時間帯を午後 10 時より後から翌午前 6 時より前までにかかる時間帯とする場合
- ・変更により荷さばき可能時間帯を午後 10 時より後から翌午前 6 時より前までにかかる時間帯とする場合
- ・店舗面積を 1, 000 m²を超えて増加する変更
- ・建替えを伴う変更
- ・市町村が説明会の開催を求めるとき

2 掲示による説明実施の協議

説明会の開催に代えてを掲示により説明を行おうとする場合は、県要綱の規定による変更計画書提出の際、「掲示による説明実施協議書」（131 頁参照）を併せて提出してください。

3 県の承認

県は所在市町村と協議のうえ、承認の可否を決定します。県が掲示による説明会実施の承認をしたときは、その旨を通知します。

なお、県がこれに該当すると認めない場合は、通常の説明会実施の手続となります。

4 掲示による説明の実施

承認通知を受けた日から当該届出が縦覧されている間、届出書の要旨を店舗の敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に掲示してください。掲示期間は、掲示の日から縦覧終了日までです。

5 掲示による説明実施状況報告書の提出

説明会の開催に代えて、掲示による説明を行った場合は、実施後（概ね 1 週間以内）に、「掲示による説明状況報告書」（132 頁参照）を作成し県に提出するようお願いします。所在市町村及び近隣市町村へは県から送付します。

《参考：説明会の開催が不要なとき（まとめ）》

説明会を開催しなくていい場合は以下の2つの時、すなわち「県が軽微な変更と認めた場合」と「県が説明会を開催する必要がないと認めるとき」です。

従って、県が軽微な変更と認めた場合は、「掲示による説明実施協議」を行わなくても説明会の開催は不要となります。

区分	軽微な変更の場合	掲示により説明を行う場合
根拠法令	法6条4項ただし書き、施行規則第8条、施行規則附則	施行規則11条2項
変更事項	法6②：施設の位置の変更 法附5①：施設の位置の変更、一時的な変更、店舗面積の減少	千葉県が「説明会の開催に代えて、掲示により説明を行うことができない」とする変更を118頁に記載しています。それ以外の変更は、県が承認する可能性があります。
県への協議	「軽微変更協議書」（136頁）による	「掲示による説明実施協議書」（131頁）による
県の承認（上記法令の規定）	周辺地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと県が認めるもの	周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどないため説明会を開催する必要がないと県が認めるとき
説明会に代わる掲示	法令の規定はないが、掲示により説明を行う場合と同様の掲示をお願いします。	施行規則11条2項及び県要綱11条3項の規定により、敷地内の掲示板又は店舗内の見やすい場所に届出書及び添付書類の内容の要旨を掲示してください。
掲示報告書	提出は、不要です。	県要綱11条3項の規定により、提出してください。

第6章 その他、設置者（小売業者）が提出する書類

§ 1 法第14条の規定による報告の徴収

1 設置者の報告

県は設置者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることがあります。【施行令4①】

- ・ 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
- ・ 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項

2 小売業者の報告

県は小売業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることがあります。【施行令4②】

- ・ 当該小売業の開始日
- ・ 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- ・ 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

§ 2 届出不要の変更に係る「任意報告」・「差替え依頼」

【提出者：設置者】

届出不要の変更（16頁参照）又は届出事項以外の変更であっても、以下の場合などには、県経営支援課にご相談ください。

<任意報告書・差替え依頼書を提出する場合の例>

- ・ 敷地内の大幅なレイアウト変更を伴う場合
- ・ 届出不要かどうか判然としない場合
- ・ 届出不要であることを明確にした方がいいと判断される場合
- ・ 変更により周辺的生活環境への影響が大きくなる可能性がある場合

ご相談のうえ以下の書類を提出していただく場合があります。

なお、変更の内容により交通協議や交通・騒音の再予測及び追加的な対応策が必要となる場合があります。【指針一5】

<提出書類>

- ・ 手続きが終了していない案件：差替え依頼書（144頁・145頁参照）をご提出ください。
- ・ 手続きが終了している案件：任意報告書（143頁参照）をご提出ください。

§ 3 取下書

【提出者：設置者】

法に基づく手続きが終了する前に計画書の提出又は届出を取りやめる場合は、「取下書」（146頁参照）を提出してください。

§ 4 商業者の地域貢献に関するガイドラインに基づく「地域貢献計画書」

【提出者：設置者または小売業者】

千葉県では「商業者の地域貢献に関するガイドライン」を策定し、商業者が地域の住民や団体などと連携し、地域貢献活動に積極的に取り組むことを促しています。

指針の前文にも、「大型店の社会的責任の一環として、まちづくりへの積極的貢献」が明記されています。

商業者による地域貢献の取組みは、これまでも自発的に行われてきたところであり、その取組みを地域に知ってもらい地域との連携を一層促進するため、具体的な貢献事項を記載した「地域貢献計画書」の提出をお願いしているところです。

提出いただいた「地域貢献計画書」は、県ホームページの「商業者の地域貢献ガイドライン」の欄に掲載していますので、県内に出店する大型店の設置者または小売事業者で、まだ「地域貢献計画書」を提出していない企業においては、「地域貢献計画書」の提出をお願いします。

詳細については、213 頁からの「商業者の地域貢献に関するガイドライン」本文を参照してください。

第7章 設置者が提出する書類の全体像と作成要領

§ 1 設置者が提出する書類の全体像（まとめ）

提出先は、県経営支援課です（連絡先は、裏表紙参照）。案件により必要部数が異なる場合がありますので、提出の際にお問い合わせください。書類の「作成要領の見方」と「表記等のルール」は、35頁をご参照ください。（注：「+近」は、近隣市町村分1部追加）

区分	No	内容	根拠法令	提出時期	様式	提出部数
出店（変更）計画書	1	出店（変更）計画協議状況・届出案	県要綱 4①	届出希望日の約30日前	別記様式 A	正本1部、写し16部以内
	2	指導・助言への対応報告	—	届出日以前	任意様式	正本1部、写し1部
新設の届出	3	店舗の新設	法 5①	新設日の8か月前まで	様式第1	正本1部、写し18部以内+近 審議会前 写し15部
変更の届出	4	店舗の名称等の変更	法 6①	変更後速やかに	様式第2	正本1部、写し4部以内+近
	5	店舗面積の変更及び施設の配置に関する事項の変更	法 6②	変更日の8か月前まで	様式第3	正本1部、写し14部以内+近 場合により審議会前 写し15部
	6	施設の運営方法に関する変更		あらかじめ		
	7	軽微変更協議	県要綱 9①	計画書提出時	別記様式 B	正本1部、写し1部+近
既存店の変更事項の届出	8	既存店の店舗面積の変更及び施設の配置に関する事項の最初の変更	法附 5①	変更日の8か月前まで	様式第8	正本1部、写し11部以内+近 場合により審議会前 写し15部
	9	既存店の施設の運営方法に関する事項の最初の変更		あらかじめ		
	10	軽微変更協議	県要綱 9①	計画書提出時	別記様式 B	正本1部、写し1部+近
廃止の届出	11	店舗面積が1,000㎡以下になる場合	法 6⑤	あらかじめ	様式第4	正本1部、写し3部以内+近
承継の届出	12	地位承継による届出	法 11③	承継後速やかに	様式第7	正本1部、写し3部以内+近
説明会	13	説明会開催計画	県要綱 10⑤	説明会開催公告の1週間前まで	別記様式 D	正本1部、写し1部+近
	14	説明会実施状況報告	県要綱 10⑥	説明会終了後2週間以内	別記様式 E	
	15	掲示による説明実施協議書	県要綱 11①	計画書提出時	別記様式 F	
	16	掲示状況報告	県要綱 11③	掲示の概ね1週間以内	任意様式	
	17	説明会を開催できなかったときの報告	県要綱 13①	不開催となったとき	別記様式 H	
市町村等意見対応	18	市町村等意見に対する対応報告	県要綱 14の2	市町村等意見通知書の報告期限	別記様式 Iの3の別紙様式	正本1部、写し1部+近
関係課意見対応報告	19	県関係課への対応報告	—	通知の報告期限	所定様式	正本1部、写し1部
審議会委員発言	20	委員発言への対応報告	—	通知の報告期限	所定様式	正本1部、写し1部
県の意見・勧告	21	県の意見に対する届出事項の変更	法 8⑦	県の意見が述べられた後	様式第5	正本1部、写し10部以内+近
	22	県の意見に対する添付書類の変更	県要綱 16①	県の意見が述べられた後	様式第L	
	23	県の意見に対する届出事項を変更しない通知	県要綱 16②	県の意見が述べられた後	様式第Lの2	
	24	県の勧告に係る変更	法 9④	県の勧告後	様式第6	
報告の徴収	25	報告の徴収	法 14① ②	通知の報告期限	任意様式	正本1部、写し1部+近
その他	26	任意報告書	—	必要が生じた際		内容による
	27	取下書	—			